

【事案 2020-332】新契約無効請求

- ・令和 3 年 9 月 15 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人の説明不足を理由に、契約の無効および既払込保険料と解約返戻金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

昭和 62 年 2 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、保険料払込後の解約返戻金が少ないと、中途解約時における解約返戻金に関する説明を十分に受けていたら、保障だけでなく貯蓄性を兼ね備えた保険に加入していた。解約返戻金は重要事項であり、保険会社の説明不足である。
- (2) 募集人は、保険の優位性を主張し、積極的に勧誘してきたが、募集人および保険会社から契約後のサポートがなかった。保険会社は、契約者をサポートする活動を実施していると説明するが、自分はサポートを受けていない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書、契約のしおり・約款に、解約返戻金に関する記載があること、申込書に自署・押印があり、契約のしおり・約款の受領印があることから、申立人は本契約の保障内容について了解しており、募集人は契約の申込みに際して、設計書等により解約返戻金について説明したと考えるのが自然である。
- (2) 「解約返戻金額を契約可否の重要な要素と認識していた」という趣旨の申立人の主張は、募集人に対する質問や設計書等の確認を行うことで、解約返戻金に関する確認を容易に行うことができたにもかかわらず、申立人はそれを行っておらず合理性を欠く。仮に募集人に説明不足があったとしても申立人に重大な過失があったと考えられる。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。